

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	子ども・子育て支援システムに関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八雲町は、子ども・子育てに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道八雲町長

## 公表日

令和4年12月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育てに関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、保育の実施、費用徴収の事務、また、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付の支給を実施する
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、番号管理連携システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(8, 94の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号、8号、9号、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二(13, 16, 116の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八雲町(総務課) 二海郡八雲町住初町138番地 0137-62-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八雲町(住民生活課児童係) 二海郡八雲町住初町138番地 0137-62-2112

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	漏洩	漏えい	事後	
平成29年6月30日	I 1. ③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、番号管理連携システム	事後	
平成29年6月30日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(8, 94の項)	番号法第9条第1項 別表第一(8, 94の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号、8号、9号、第68条	事後	
平成29年6月30日	I 5. ②所属長	住民生活課長 山田 耕三	住民生活課長 竹内 友身	事後	
平成29年6月30日	II 1. 対象人数	平成27年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月30日	II 2. 取扱者数	平成27年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年11月20日	I 5. ②所属長	住民生活課長 竹内 友身	住民生活課長 川口 拓也	事後	
令和1年6月21日	I 5. ②所属長	住民生活課長 川口 拓也	住民生活課長	事後	
令和1年6月21日	I 7. 請求先	八雲町(住民生活課児童係)	八雲町(総務課)	事後	
令和1年6月21日	I 8. 連絡先	0137-62-2111	0137-62-2112	事後	
令和1年6月21日	II 1. 対象人数	平成29年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月21日	II 2. 取扱者数	平成29年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年4月30日	I 1. ②事務の概要	児童福祉法に基づき、保育の実施、費用徴収の事務、また、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付の支給を実施する	児童福祉法に基づき、保育の実施、費用徴収の事務、また、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付の支給を実施する	事後	
令和2年4月30日	II 1. 対象人数	令和1年6月2日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	II 2. 取扱者数	令和1年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月15日	評価実施機関名	八雲町長	北海道八雲町長	事後	
令和4年3月15日	II 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月16日	II 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年12月23日	I 1. ③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、番号管理連携システム	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、番号管理連携システム、サービス検索・電子申請機能	事後	